預貯金口座付番制度について

2018 年 1 月から、お客様の預金口座を個人番号で管理する預貯金口座付番制度が開始され、当社では預金口座をお持ちのお客さまへ「個人番号」「法人番号」のお届出をお願いしております。

また 2024 年 4 月 1 日からは「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」が施行され、預金口座に個人番号を紐づける新しい制度が開始されました。

新たな制度の開始により、将来的には災害時または相続時にお客さままたはご相続人さまの求めに応じて預金口座に関する情報の提供を受けることができるようになります。また個人番号は所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続きにおいてお客さまの預金口座を特定するために利用され得ることとなります。

新たな預金口座のご開設時や氏名・住所変更のお届出時に「個人番号」「法人番号」のお届出をご依頼してまいりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、「個人番号」「法人番号」をお届出いただけない場合でもお取引に影響はございませんので、念のため申し添えます。